

誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指して  
人権学習シリーズ⑩

◆◆◆ 子どもの人権 ◆◆◆  
～いじめのない町にしましょう～

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を奪い、心と体の健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命や身体に重大な危険をあおぼすおそれのある、決して許されない行為です。

子どものいじめへのかかわり方は様々で、暴力を振るうことで身体的な苦痛を与えるものや、無視をしたり、仲間はずれにしたりすることで心理的なダメージを与えるものがあります。特に近年は、インターネットが身近なものになったことで、SNSやコミュニケーションアプリを利用したネットいじめが広がり大きな問題になっています。

いじめを受けている子どもは、親や教師に相談できず一人で悩んでいることが少なくありません。また、ネットいじめなどの表面化しにくいいじめが起こるようになったことから、いじめの発見が遅れてしまうことがあります。いじめを受けている子ども、いじめを行ってしまっている子どもには何らかのサインが表れることがあります。野木町では、いじめの根絶に向け町全体で取り組むよう、「野木町いじめ防止基本方針」の策定を進めています。全ての子どもたちが笑顔でいられるようにみんなで見守りましょう。

**【子どもの人権110番】** ☎0120-007-110

いじめ、虐待など、子どもの人権問題に関する専用相談電話です。